

産 政 第 3 3 号
令和2年4月14日

企業の皆様へ

茨城県産業戦略部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うお願いについて

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、4月7日に政府から7都府県を対象に緊急事態宣言が発令され、本県におきましても、宣言対象の東京都等と交流の多い県南地域の10市町に対し、4月8日に外出自粛等の要請を行ったところです。

しかしながら、緊急事態宣言が発令されている東京都・千葉県及び埼玉県等から県内への人口流入が確認されておりますため、今般、予防的観点から、外出自粛の要請対象を全県域に拡充することとし、昨日13日に、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定を経て、大井川知事自ら県民の皆様に対し、別添のとおり「茨城県からのお願い」を発表いたしました。

については、4月14日から5月6日までの間、県内全域に所在する事務所につきましては、社会機能を維持するために必要な職種を除き、原則としてテレワークや時差出勤、テレビ会議等の積極的活用により、感染拡大の防止に向けて特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(この文書に係るお問い合わせ)

茨城県産業戦略部産業政策課 小川・廣瀬 TEL 029-301-3525

茨城県にお住いのすべての皆様へ

茨城県ではこれまで、東京都等と交流が多く感染リスクが高いと考えられる10市町に限って外出自粛をお願いしてきたところです。

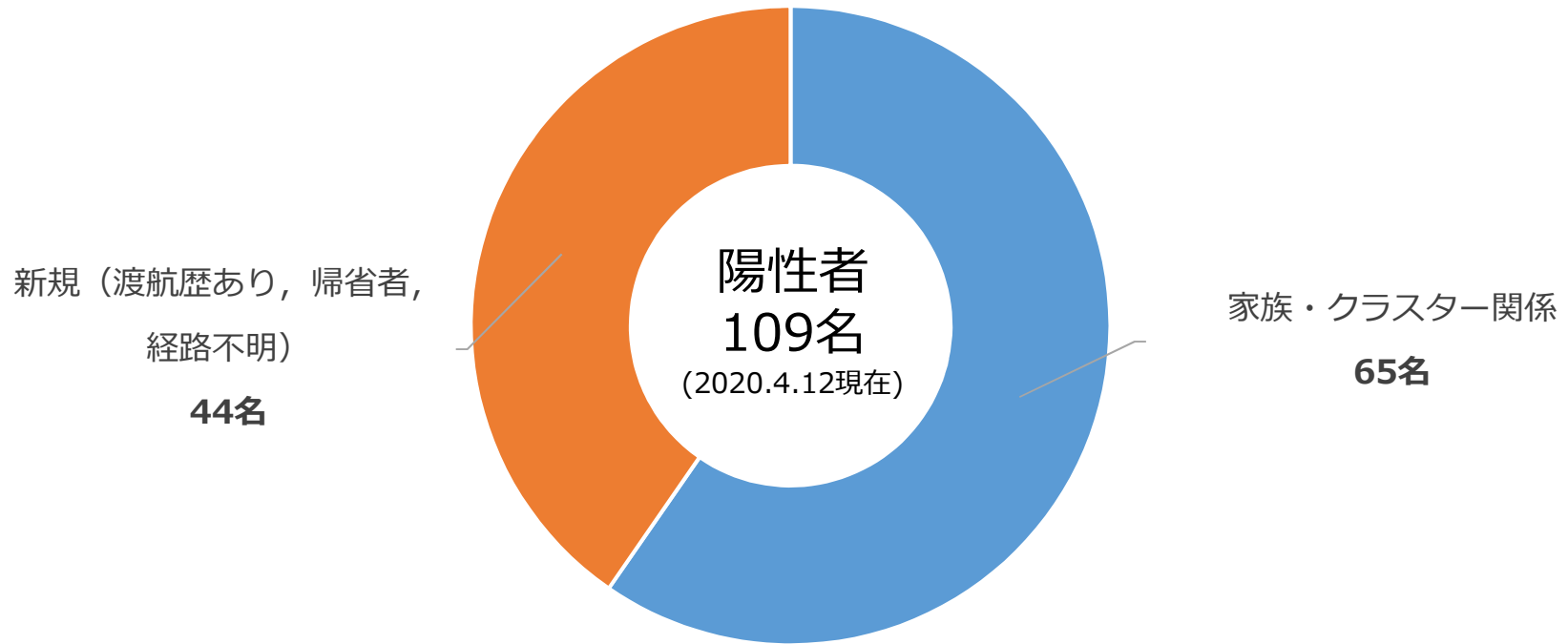
この度、緊急事態宣言の対象である東京都・千葉県及び埼玉県からの感染者の県内流入が広域に確認され始めたため、予防的観点から、**4月14日から5月6日までの間**、茨城県にお住いのすべての皆様に対し、以下のご協力をお願いします。

1. 平日・休日を問わず、不要不急の外出自粛
2. 緊急事態宣言の対象地域に居住する家族等に対する帰省の呼びかけを自粛、やむを得ず帰省された場合は、なるべく家族との接触を避け、14日間帰省先（実家等）で待機するとともに、帰国者・接触者相談センターへ連絡
3. すべての県立高等学校等については臨時休業
4. 勤務は可能な限りテレワークを活用

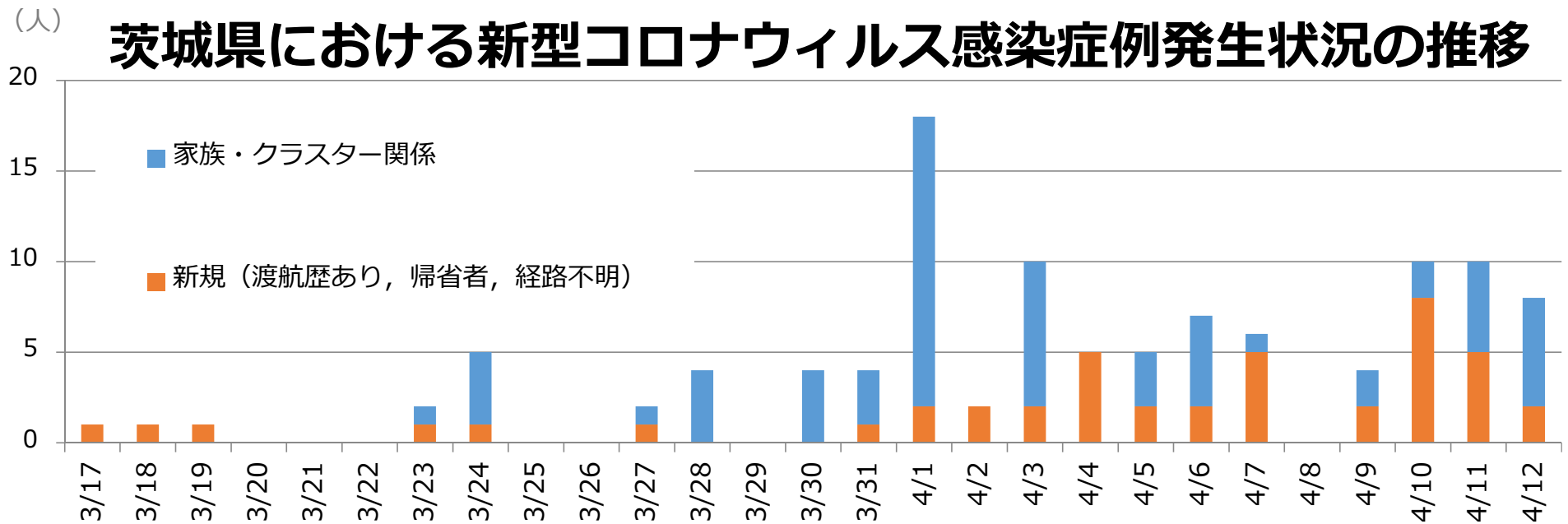
【PCR検査体制の拡充】

PCR検査を必要とされる方が医師の判断に基づき、もれなく検査を受けられるよう関係者と協力してドライブスルー方式等も活用し、検査体制を拡充します。

茨城県における陽性確認の傾向

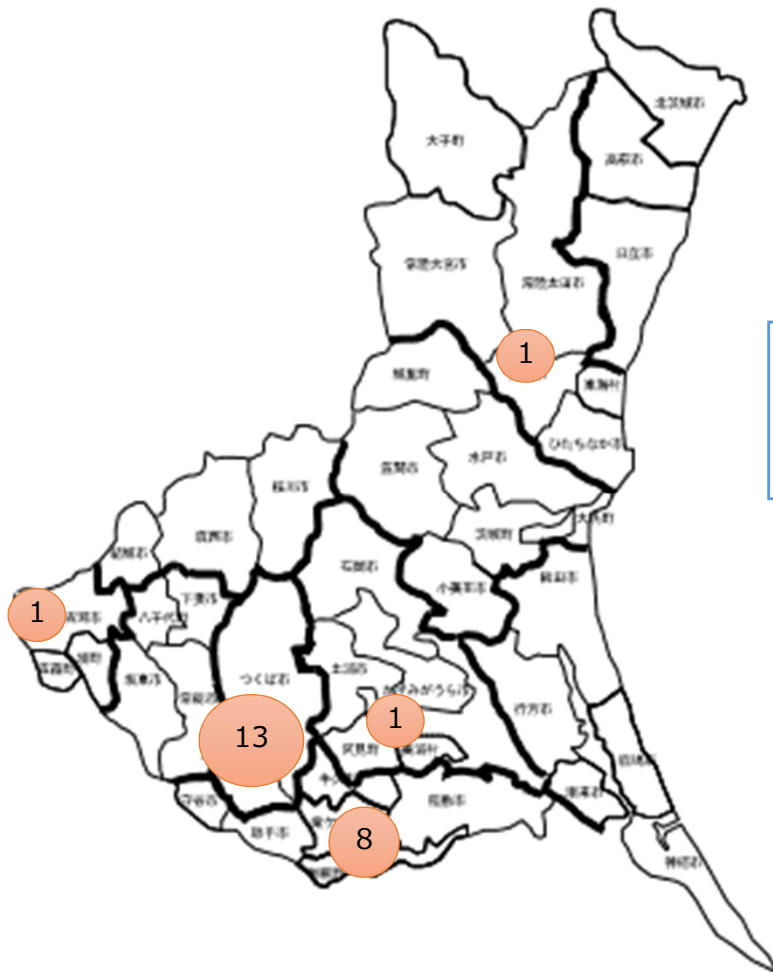


茨城県における新型コロナウイルス感染症例発生状況の推移



保健所管轄ごとの陽性者の推移

3月31日現在



県内全域で
陽性者確認

4月12日現在

